

栃木県会計年度任用職員（業務支援員）募集要項

栃木県鬼怒水道事務所では、次のとおり会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県鬼怒水道事務所 塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地	・工事・委託の入札執行及び契約に関する業務補助 ・予算の経理・出納に関する業務補助 ・服務及び福利厚生に関する業務補助 ・照会文書のとりまとめ及び回答書の作成 ・その他、担当職員が指示する事務補助

2 勤務条件

- (1) 任 期 令和8(2026)年1月6日(火)から令和8(2026)年3月31日(火)まで
※1 採用後1か月間は条件付採用期間(試用期間)となります。
※2 任用期間満了後に再度の採用は行いません。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで(週30時間)
午前9時00分から午後4時00分まで
※1 午後0時から午後1時までは休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 報 酬
① 時間額 1,362円(令和7(2025)年4月1日現在)
② 通勤手当 当方の規程により、通勤手当を支給します。
- (5) 有給休暇 なし
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合(短期給付)、厚生年金保険に加入します。
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の(1)から(3)の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人(次のいずれにも該当しない人)
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン(ワード、エクセル、メールソフトなど)の操作が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和7(2025)年12月8日(月)から令和7(2025)年12月19日(金)

※ 応募者を一定数確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて、次の期日に個別に面接を行います。

- (1) 日時 令和7(2025)年12月23日(火) 午前10時~
- (2) 場所 栃木県鬼怒水道事務所 2階会議室

6 申込方法

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に申込みの上、次の書類を下記の送付先まで郵送するか持参してください。【令和7(2025)年12月19日(金)必着】

- (1) ハローワークの紹介状
- (2) 履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

- ※1 持参の場合には、平日の午前8時30分～午後5時00分の間にお越しください。
※2 郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。
※3 提出された書類は返却しません。
なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので御了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒329-1233 栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1900番地
栃木県鬼怒水道事務所 管理課

7 結果の発表

選考結果については、令和7(2025)年12月26日(金)までに電話で御連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

鬼怒水道事務所 案内図



問い合わせ先
栃木県鬼怒水道事務所 管理課
電話 028-675-1331